

マネジメント

富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置づけを明確にし、企業価値の持続的向上をめざしたグループ運営を行っています。



コーポレート・ガバナンス

経営の健全性と効率性を追求すると共に、「[FUJITSU Way](#)」を実践する統治体制を強化していきます。

基本的な考え方

富士通グループの企業価値の持続的向上を実現するためには、経営の効率性を追求すると共に、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠です。この基本的な考え方の下、当社の取締役会において「内部統制体制の整備に関する基本方針」を定め、継続的に施策を実施しています。

また、富士通では、経営の監督機能と執行機能を分離することで意思決定の迅速化を図ると共に、経営責任を明確にすることに努めています。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めると共に、社外役員を積極的に任用することにより、経営の透明性と効率性を一層向上させています。

グループ会社については、富士通グループとしての全体最適を追求するため、グループ全体の価値創出プロセスにおけるそれぞれの役割・位置付けを明確にしています。これによって、富士通グループの企業価値の持続的向上を目指したグループ運営を行っています。

コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

富士通は取締役の選任プロセスや役員報酬の決定プロセスの透明性・客観性、役員報酬体系・水準の妥当性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会、報酬委員会を設置しています。指名委員会は、富士通の置かれた環境と今後の変化を踏まえ、経営に関し客観的判断能力を有すると共に、先見性、洞察性に優れ、人格面において秀でた者を、取締役候補者（原案）として答申することとしています。また、報酬委員会は、優秀な人材を確保すること、および業績向上に対する有効なインセンティブとして機能させることを念頭に、事業内容、事業規模などの類似する会社の報酬水準を勘案し、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしており、同委員会の答申を受けて2011年4月の取締役会で改定された「役員報酬支給方針」に基づき、役員報酬が決定されます。

また、利益相反問題を回避するため、取締役が利益相反取引を行う場合、取締役会の承認を受けるなど、法令に基づいて対応しています。

【ご参考】役員報酬支給方針

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、役職および職責に応じ、月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した、長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

<基本報酬>

「基本報酬」は、すべての取締役および監査役に対して、経営監督を担う職責、および業務執行を担う職責に対する対価として、役職および職責に応じて支給する。

<株式取得型報酬>

- 「株式取得型報酬」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、中長期的取り組みを定性評価し、支給額を決定する。
- 「株式取得型報酬」は、自社株式取得のための報酬を支給し、自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

<賞与>

- 「賞与」は、業務執行を担う職責のある取締役を支給対象とし、短期インセンティブとして、1事業年度の業績を反映し、支給額を決定する。
- 「賞与」の具体的な算出方法として、連結営業利益および連結純利益を指標とした「プロフィットシェアリング型」を導入する。ただし、単独決算において当期純利益がマイナスの場合は支給しない。

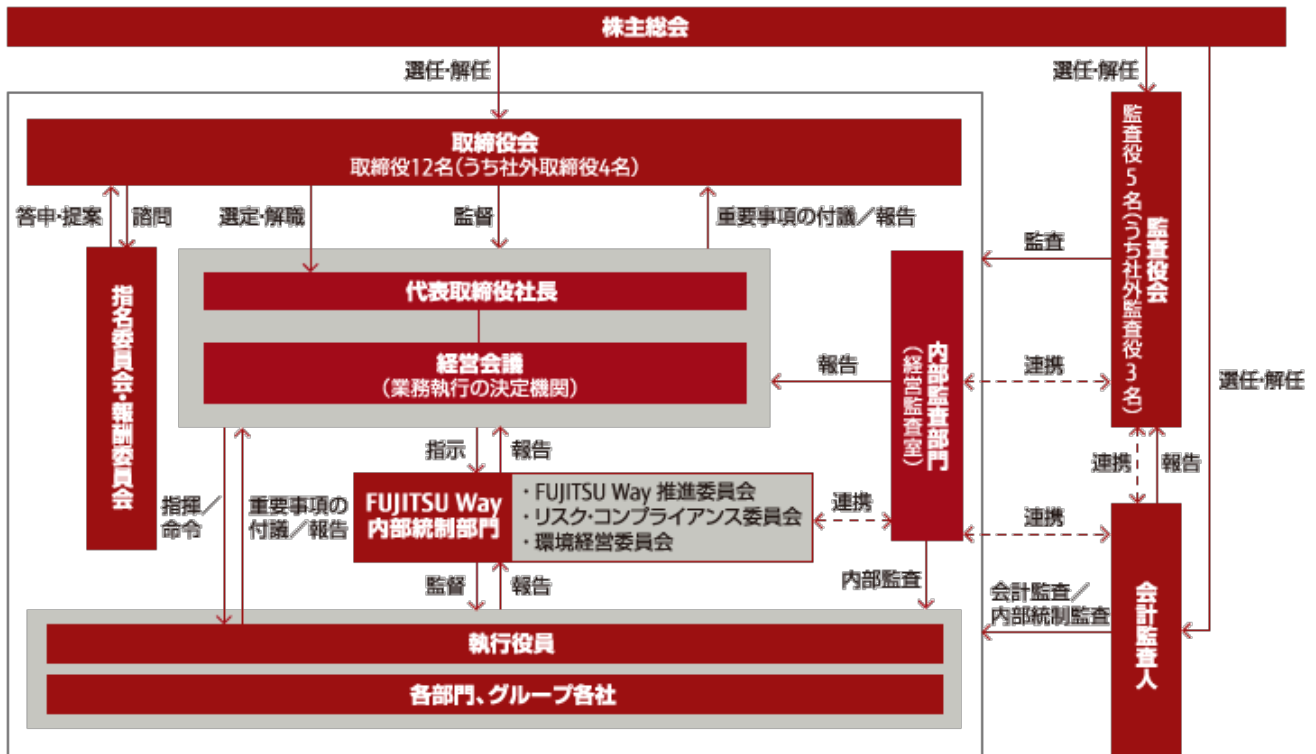
なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額6億円以内、監査役は年額1億5千万円以内とする。

(役員報酬項目と支給対象について)

対象	基本報酬		株式取得型報酬	賞与
	経営監督分	業務執行分		
取締役	○	—	—	—
業務執行取締役	○	○	○	○
監査役	○		—	—

コーポレート・ガバナンス体制図

(2013年6月24日現在)



コーポレート・ガバナンス充実に向けた取り組みの実施状況

基本的な考え方

富士通グループでは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範を定めた「FUJITSU Way」を、社員の行動の原理原則として位置付けています。

この「FUJITSU Way」の浸透・定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築することにより、事業活動の執行における健全性および効率性を追求しています。

実施状況

富士通では、取締役会において、内部統制体制の整備に関する基本方針について決議しています（2006年5月25日決議、2012年7月27日改定）。内部統制体制の整備については、執行担当部門を定め、責任を持って内部統制体制を構築しています。また、諸規定および業務の見直しを通じ、より健全な業務執行体制の整備・運用に向けて継続的に取り組んでいます。2012年度は、富士通グループのグローバル・コンプライアンス基準となるガイドライン「GBS (Global Business Standards)」を制定しました。

また、「FUJITSU Way」の浸透・定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制として、「FUJITSU Way 推進委員会」が中心となって内部統制の整備および評価を推進しています。そのほか、「リスク・コンプライアンス委員会」および「環境経営委員会」の2つの委員会を設置し、事業活動の執行における健全性と効率性を追求しています。

・ [リスクマネジメント・コンプライアンス体制の構築](#)

各委員会の機能は次の通りです。

FUJITSU Way推進委員会

「FUJITSU Way」の浸透・定着を図ると共に、金融商品取引法に対応した財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制システム構築に向けた全社活動である「プロジェクトEAGLE」を推進することにより、富士通グループの内部統制の整備および評価を推進しています。このプロジェクトは、専任の推進体制を整え、富士通グループ全体で展開しており、財務報告上の統制不備の改善はもとより、グループ全体の業務プロセス改革による業務の効率性も追求しています。

リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、国内外の富士通の各ビジネスグループおよび各グループ会社にリスク・コンプライアンス責任者を配置し、富士通グループ全体でリスクマネジメントおよびコンプライアンスを実施する体制を構築しています。リスク・コンプライアンス責任者との連携により、事業活動に伴うリスクの抽出・分析・評価、対策の策定、見直しなどを実施し、重大なリスクの状況について経営会議および取締役会に報告しています。

重大なリスクが顕在化した場合、各担当部門や各グループ会社は、直ちにリスク・コンプライアンス委員会に報告を行い、リスク・コンプライアンス委員会は関連部門と連携し、適切な対応によって問題の早期解決を図ると共に、原因究明に努め、再発防止策を立案・実行し、必要に応じて経営会議や取締役会に随時報告しています。

また、FUJITSU Wayに掲げた「行動規範」に関し、業務を通じて判断に迷う場合などに、社員からの通報、相談窓口として「ヘルプライン制度」を設けています。

- ・ [リスクマネジメントのプロセス](#)

環境経営委員会

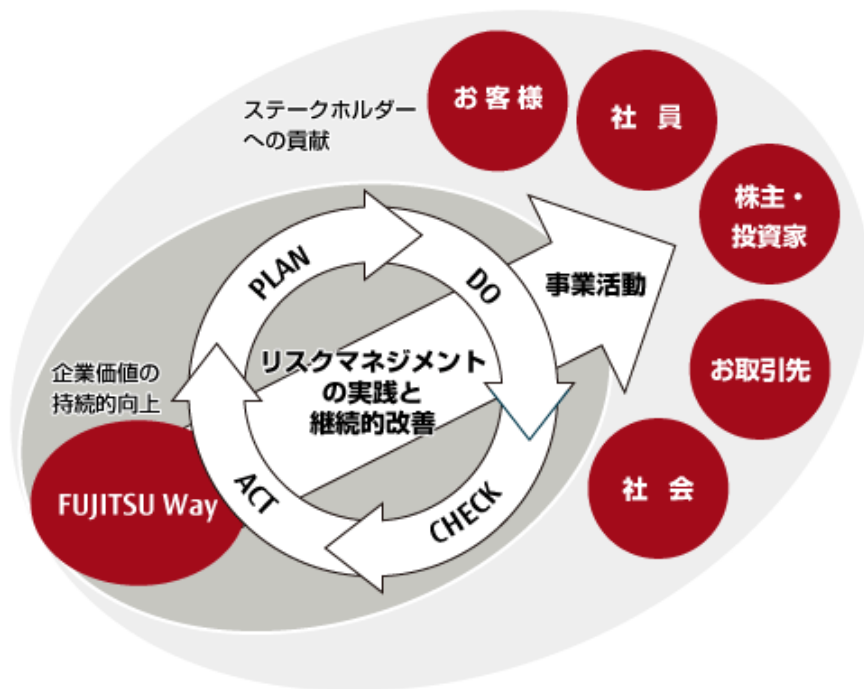
「富士通グループ環境方針」「富士通グループ環境行動計画」に基づき、富士通グループ全体での環境活動の推進・強化を図っています。

なお、コーポレート・ガバナンスに関する詳細情報については、「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

- ・  [コーポレート・ガバナンス報告書 \(2013年7月31日現在\)](#) (249KB / A4・14ページ)

リスクマネジメント

富士通グループは、グローバルなICT事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼす様々なリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響最小化と再発防止を、経営における重要な課題と位置付けています。そのうえで、グループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスの体制を構築し、その実践を推進すると共に継続的に改善しています。



事業活動に伴うリスクについて

富士通グループは、事業活動に伴うリスクを抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減を図る対策に努めると共に、万一発生した際には迅速に対応するよう努めています。

事業活動に伴うリスクの例

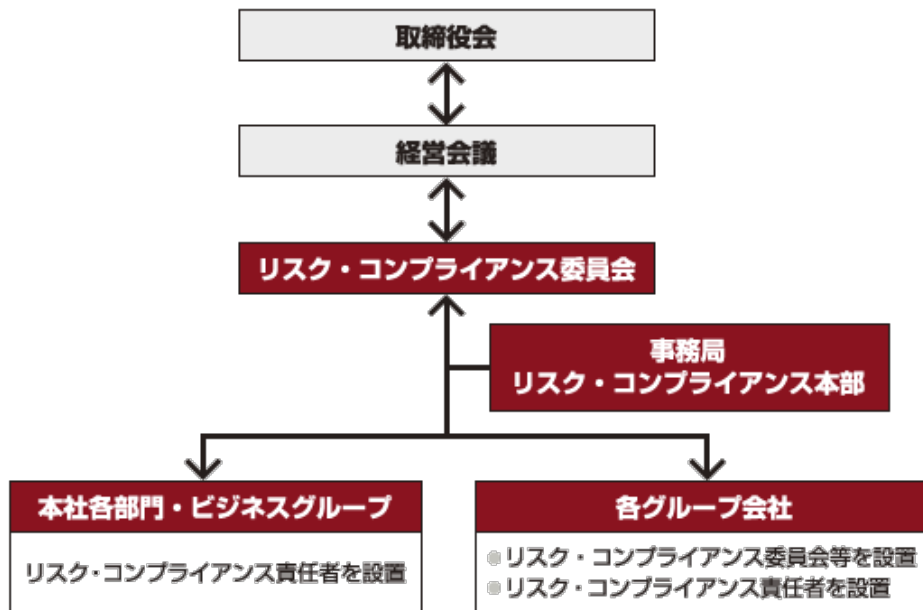
- 経済や金融市場の動向
- お客様におけるICT投資動向変化、お客様との関係継続
- 競合他社や業界の動向
- 調達、提携、アライアンス、技術供与
- 公的規制、政策、税務
- 製品やサービスの欠陥や瑕疵、情報セキュリティ、プロジェクト管理、投資判断、知的財産、人材、環境、信用リスクなど
- 自然災害や突発的事象

(注1)：これらは事業活動に伴うリスクの一部です。詳細は、決算短信、有価証券報告書などに掲載しています。

リスクマネジメント・コンプライアンス体制の構築

2012年7月、富士通グループでは、グローバルなリスクマネジメントとコンプライアンスの体制の一元化および強化を図るため、従来の「リスク管理委員会」と「行動規範推進委員会」を統合し、「リスク・コンプライアンス委員会」を新設しました。

リスク・コンプライアンス委員会は、国内外の富士通の各部門および各グループ会社にリスク・コンプライアンス責任者を配置し、相互に連携を図りながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面から、富士通グループ全体でリスクマネジメントおよびコンプライアンスを推進する体制を構築しています。



リスクマネジメントのフレームワーク

リスク・コンプライアンス委員会は、国内外の富士通の各ビジネスグループおよび各グループ会社におけるリスクマネジメントとコンプライアンスの状況を把握し、方針やプロセスなどを決定し、実践するとともに、継続的な改善を図っています。具体的には、リスク管理規程およびリスク管理ガイドラインを定め、実践するとともに、それらを定期的に見直し、改善しています。

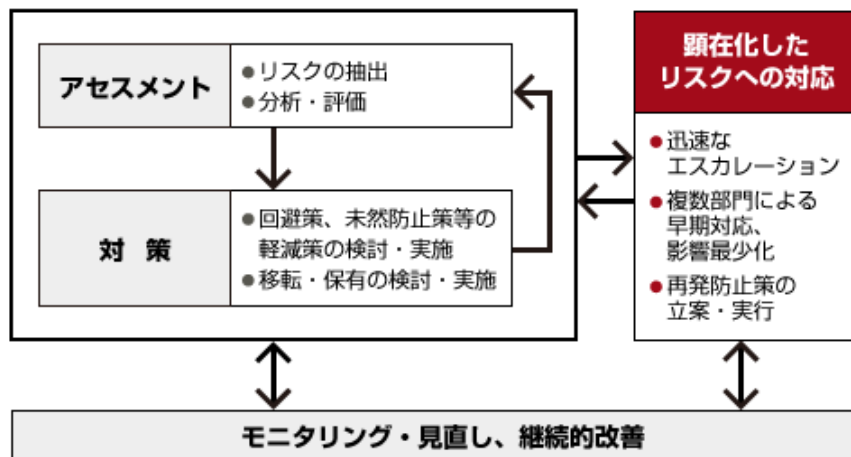


リスクマネジメントのプロセス

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス責任者との定期的な連携を図りながら、事業活動に伴うリスクの抽出・分析・評価を行い、主なリスクに対する回避・軽減・移転・保有などの対策内容を確認し、対策の策定、見直しなどを実施するとともに、重大なリスクの状況について経営会議に報告しています。

また、様々な対策の実行にもかかわらずリスクが顕在化した場合に備え、対応プロセスを整備しています。自然災害・事故、製品の事故・不具合、システムやサービスのトラブル、不正行為などのコンプライアンス違反、情報セキュリティ事故、環境問題などの重要なリスクが顕在化した場合、各担当部門や各グループ会社は、直ちにリスク・コンプライアンス委員会に報告を行います。リスク・コンプライアンス委員会は現場や各関連部門などと連携し、対策本部を設置するなど、適切な対応によって問題の早期解決を図るとともに、原因究明に努め、再発防止策を立案・実行します。加えて、重大なリスクは経営会議や取締役会に随時報告されます。

リスク・コンプライアンス委員会は、これらの各プロセスについても、実行状況を確認し、随時改善を図っています。



全社防災

富士通グループでは、防災に関する強固な連携体制の構築と事業継続対応能力強化を図るため、大規模な災害の発生を想定した全社防災組織を編成し、毎年9月1日の「防災の日」に合わせて災害模擬演習を取り入れた全国一斉防災訓練を実施しています。

これまでも首都直下地震や東南海地震を想定した訓練等を計画的に行っており、18回目となる2012年度は、富士通本社を含む87社（236事業所）で実施しました。富士通では、お客様である宮崎県様と合同でネットワークシステム復旧などの災害対応訓練を行いました。また、富士通のノートパソコン製造の主要拠点である島根富士通では、災害発生時でも事業を継続するための訓練を実施しました。このほか、全国の事業所では、災害発生直後の従業員安否確認や事業所建屋への被害確認に関する初動対応の訓練を行いました。

災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるための活動としては、富士通グループ事業所において定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。2012年度の点検結果では、策定されたDRP（災害時対応計画）の認識向上や訓練による手順習得などが課題であると考えられる事業所が多かったため、効果的な訓練方法を共有するとともに、2013年度も引き続き防災自主点検を実施する計画です。

また、事業継続上重要な拠点については、環境マネジメント、ファシリティマネジメント、リスクマネジメントの社内専門部署により構成されるチームが赴き、法令の遵守状況を確認すると同時に、火災および自然災害、建屋設備の老朽化による事故を未然に防止するため、富士通グループ合同検証活動を実施しています。点検結果の検証、その改善のための施策の指導、進捗状況のチェックに至る過程を活動範囲としており、対象拠点は約30拠点です。2012年度までの3年間で対象30拠点の合同検証活動を実施した結果を通じ、防災対策等の優秀事例や改善事例について、当社グループ全拠点に情報共有を図っていきます。

事業継続マネジメント (BCM)

近年、大規模地震や水害などの自然災害、事件・事故、新型インフルエンザなどの感染症の流行など、経済・社会活動の継続を脅かす不測のリスクが増大しています。

富士通グループは、これらのリスク発生時にも、お客様が必要とする高性能・高品質の製品やサービスを安定的に供給するため、事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) を策定し、このBCPに対する継続的な見直し、改善を実施するための事業継続マネジメント (BCM : Business Continuity Management) を推進しています。東日本大震災やタイの洪水で得られた教訓は、BCM推進の中でBCPに反映しています。

2012年度は、製品・サービスの安定供給に必要な事前対策に継続的に取り組み、海外を含めて量産工場を2カ所以上設けるマルチファブ化による代替生産能力強化、部品調達において複数の調達先から購入するマルチソース化、社内システムの二重化などを推進しました。

また、お取引先様のBCM評価と強化支援、ならびにサプライチェーンリスクの可視化も積極的に進めました。この一例として、災害等が発生した場合に、サプライチェーンへの影響範囲を見える化するリスク管理システム「SCRKeeper」(注2)の利用があります。このほか、経営層が参加する訓練も継続的に実施しました。

富士通グループでは、BCMの普及・定着・改善を図るためにスペシャリストを計画的に育成していく予定です。2012年度は各部門のBCM担当者に対し、自部門BCPの理解とともに、実際のBCM活動を習得するトレーニングを実施するなどしました。今後はスペシャリストを中心に、富士通グループ内の物流や生産などのサプライチェーンのみならず、お取引先のBCM構築を支援するなど、サプライチェーン全体でのBCMを推進していく計画です。

(注2)SCRKeeper :

富士通グループが開発し2013年度から提供開始したサプライチェーンリスク管理サービス。取引先の事業継続能力の評価・分析に加え、災害ごとの取引先所在地の被害予測・評価が可能。

新型インフルエンザ対策

富士通グループは、「生命の安全確保」「感染拡大の防止」「事業継続」の3つを柱とした新型インフルエンザ対策を講じています。日常からの予防対策や備え、発生時の対応プロセスを示した「新型インフルエンザ対策基本行動計画」を策定し、e-Learningや小冊子の配布などを通して、全社員への周知を図っています。また、蔓延時や強毒性の新型インフルエンザが発生した際にも、社会インフラ事業の継続やおお客様の事業継続に貢献するため、「新型インフルエンザ対応事業継続行動計画 (BCP)」を策定し、訓練を実施しています。

2012年度は、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定や2012年5月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」公布を踏まえて、富士通グループの「新型インフルエンザ対策基本行動計画」を見直しました。

リスクマネジメント教育の実施

富士通は、グループ全体でリスクマネジメントの徹底を図るため、体系的な教育カリキュラムを整備・運用しています。

このカリキュラムを通じてリスクマネジメントの基本的な考え方やルールを周知するとともに、具体的な事例を紹介し、社員のリスクマネジメントへの意識向上や対応能力の強化を推進しています。また、情報セキュリティや環境問題、自然災害に関する教育および訓練・研修も、適宜開催しています。

コンプライアンス

富士通グループでは、[FUJITSU Way](#)「行動規範」に則り、コンプライアンスの徹底を図っています。

コンプライアンス推進活動

富士通グループでは、トップマネジメントのコミットメントの下、コンプライアンス意識を浸透させるために様々な活動に取り組んでいます。

2012年度は、富士通グループのグローバル・コンプライアンス基準として、FUJITSU Wayの行動規範を詳細化し、個々の社員の行動ベースにまで落とし込んでまとめたガイドライン「GBS」(Global Business Standards)を作成し、2013年1月からグループで統一的に運用を開始しました。

国内においては、グループ全体のガバナンス体制構築のために必要であるとして決裁された富士通グループ規定を含む様々な社内規定を整備し、ビジネスとの関わりが深い主要な法律（独占禁止法、不正競争防止法、下請法など）については、わかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルをイントラネット上に掲載して、富士通およびグループ会社の社員への周知を図っています。独占禁止法については、社内に専門の相談・通報窓口も設置しています。

また、国内法だけでなく、グローバルなビジネスを展開するうえで関わりの深い米国輸出管理規則（EAR）に関するマニュアルも作成し、周知徹底を図っています。海外においては、グループ各社にてGBSを規定化すると共に、E-mailやWebを利用して社員への周知徹底を図っています。

-  [「GBS」\(Global Business Standards\)](#) (754KB / A4・22ページ)

コンプライアンス教育の実施

富士通グループでは、法令遵守を徹底するために、全社員に対して様々なコンプライアンス教育を実施しています。

2012年度は国内グループ会社において、e-Learning「行動規範の実践に向けて」を実施しました。2011年度に富士通全社員を対象に実施した取り組みを拡大したもので、ハラスメントや会社に重大な影響を及ぼす贈賄などの問題を取り上げ、社員一人ひとりが自らの行動を見直し、改める機会としました。海外においても、2012年度はGBSや汚職防止などについてのe-Learningを実施しました。

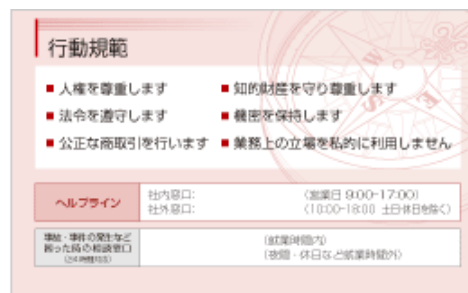
役員に対しては社外弁護士によるコンプライアンス教育を実施しているほか、支社長・支店長に対しては入札関連法令や独占禁止法に関する社内研修も実施しています。また新任の管理職に対しては、行動規範やコンプライアンスの重要性、典型的な事例や判断が難しい事例を社内講師が解説する社内研修を定期的で開催しています。

2013年度は上記の活動に継続的に取り組んでいくと共に、国内外のリスクの高い部門に対してカルテルや贈賄などに重点を置いた集合教育をさらに充実させていく予定です。

また、グループ全社員に、FUJITSU Wayの行動規範を記したスモールカードを配布し、お客様やお取引先への応対や日々の業務で判断に迷った際に、行動規範をすぐに確認できるようにしています。スモールカードは3カ国語の外国語版を作成し、外国籍社員にも配布しています。



e-Learning「行動規範の実践に向けて」画面



スモールカード(日本語版)

ヘルプライン

富士通は、グループ全社員（出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む）からの内部通報・相談を受け付ける制度として、2004年9月から「ヘルプライン」を運用しています。

この制度は、業務を遂行する際、社員がFUJITSU Wayに定められた行動規範に照らして判断に迷った場合や違反の疑いがあると思った場合に利用するものです。

また、国内グループ会社、海外グループ会社においても個々に内部通報制度を整備し、運用しています。

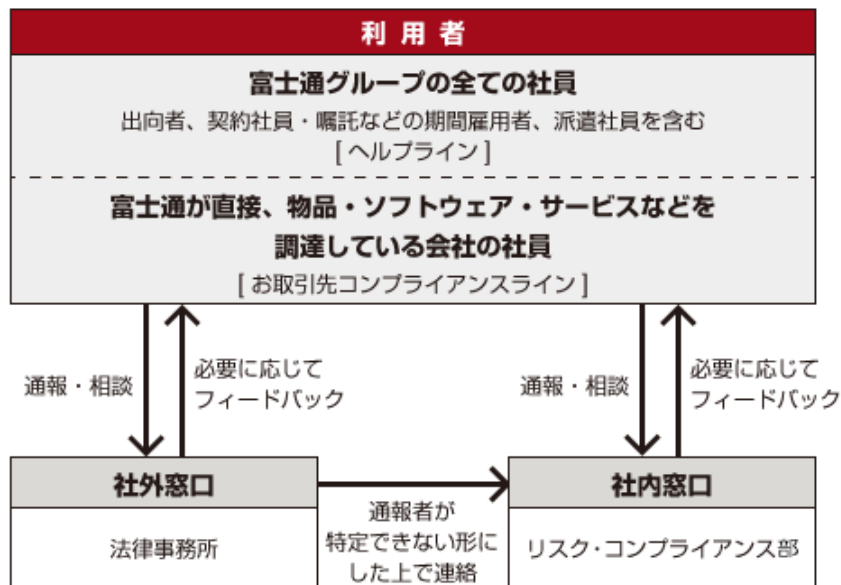
お取引先コンプライアンスライン

富士通は、ヘルプラインに加えて、2009年8月から「お取引先コンプライアンスライン」を設置し、富士通が直接、物品・サービス・ソフトウェアなどを調達しているお取引先の社員の方からの通報を受け付けています。

・ [お取引先コンプライアンスライン](#)

ヘルプラインとお取引先コンプライアンスラインにおいては、通報を理由として、通報者に対する不利益な取り扱いを行うことを一切禁止すると共に、通報者が特定されることのないよう、情報の取り扱いには細心の注意を払っています。調査の結果、問題が認められた場合には当該行為を停止させ、再発防止策を講じています。

内部通報制度



情報セキュリティ

富士通グループでは、FUJITSU Way「行動規範」に基づく社内規定を遵守し、情報の適正な管理および活用を行います。

情報セキュリティに対する基本的な考え方

富士通グループは、社会的責任の重要な側面としての「機密保持」を実践するため、国内外共通の「富士通グループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティの推進に取り組んでいます。

- [富士通グループ情報セキュリティ基本方針](#)

情報セキュリティ関連規定体系

富士通グループ各社は、「富士通グループ情報セキュリティ基本方針」の下に関連規定を整備し、情報セキュリティ対策を実施しています。



※PKI: Public Key Infrastructureの略。本人認証や暗号化の仕組みの利用に関する規定

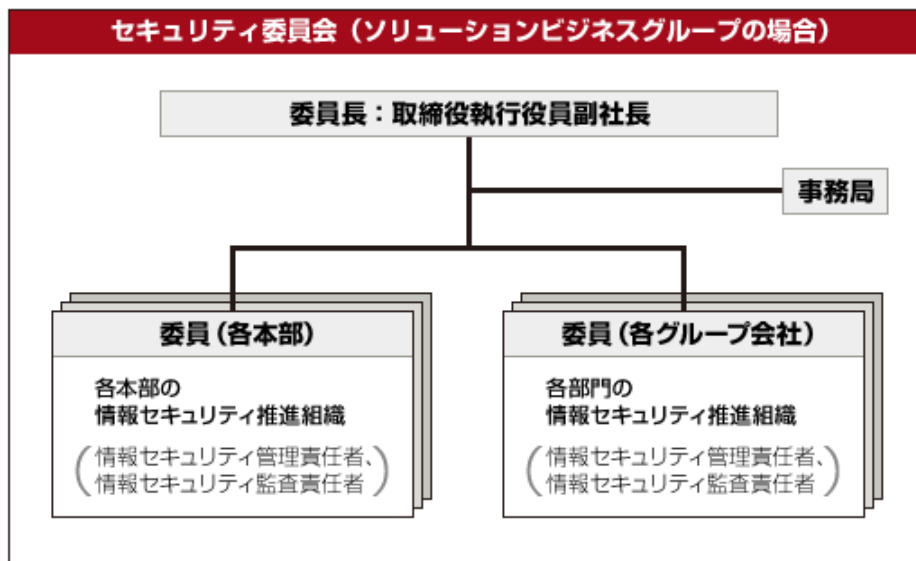
ビジネスグループ単位での情報セキュリティ体制の強化

富士通グループでは、情報管理の徹底とセキュリティ強化を図るために、情報セキュリティ管理体制を構築しています。

富士通グループは、幅広い分野にわたってビジネスを展開していますが、個々のビジネスをビジネスグループ単位で推進し、ビジネスの特性に応じた情報セキュリティ施策を実施しています。

また、富士通内の複数の部門および一部の国内グループ会社では、ISMS（情報セキュリティ・マネジメントシステム）認証を取得し、お客様情報など秘密情報の管理の徹底を図っています。

情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティに対する意識啓発・教育

富士通グループでは2008年度から、「情報管理徹底宣言! ~情報管理は富士通グループの生命線」を共通のスローガンとして掲げています。そして、富士通および国内グループ会社の各事業所に啓発ポスターを掲示するほか、全社員の業務用PCにシールを貼付するなどの施策を行い、社員一人ひとりの情報セキュリティに対する意識の高揚を図っています。



これに加え、電子メールの社外誤送信対策ツールである「SHieldMailChecker (シールドメールチェッカー)」やリモートデータ消去ソリューションである「CLEARSURE (クリアシュア)」を全社で導入するなど、ICTの活用によるセキュリティ強化を行っています。

また、富士通では、情報セキュリティに対する意識を定着するために、役員を含む全社員を対象として、毎年e-Learningを実施しています。

お取引先に対する情報セキュリティ説明会を開催

近年のICT環境の急激な変化に伴い、これまで以上に情報漏えいリスクが高くなっていることから、富士通グループでは、グループの社員だけではなく、ソフトウェア開発・サービスを委託したお取引先に対しても情報セキュリティ説明会を開催しています。

- [2012年度に実施した説明会の詳細](#)

個人情報保護体制の強化

富士通では、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護ポリシー」と「個人情報管理規程」を定めています。この規程に基づき、毎年、個人情報の取り扱いに関する教育や監査を実施するなど、継続的に個人情報保護体制の強化を図っています。



また、2007年8月に富士通全社でプライバシーマークを取得し、2年ごとに更新しています。さらに、国内グループ会社でも必要に応じて各社でプライバシーマーク認証を取得し、個人情報管理の徹底を図っています。海外グループ会社の主な公開サイトにおいては、各国の法律や社会的な要請に応じたプライバシーポリシーを掲載しています。

富士通グループ 情報セキュリティ基本方針

1. 目的

富士通グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、FUJITSU Wayに示す「お客様のかけがえないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1) 富士通グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2) 富士通グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、富士通グループの権利および利益を保護します。
- (3) 富士通グループは、その事業において、情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組みの原則

富士通グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1) 取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2) 情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3) 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勘案します。
- (4) 情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (5) 情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。

3. 富士通グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、富士通グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

以上

知的財産の保護

富士通グループでは、事業活動のあらゆる場面で知的財産の適切な管理（確保・保護）を実施しています。

知的財産に対する基本的な考え方

FUJITSU Wayの行動規範において、「知的財産を守り尊重します」と明記しています。

この行動規範ではグループ全社員に対して、「知的財産が、重要な経営資産として富士通グループの事業活動を支えていること、そのことがお客様にパートナーとして安心していただけること」を常に意識して行動するよう求めています。

また、知的財産権の適切な取り扱いを促進するために、1995年10月、「知的財産権取扱規程」を定めました。この規程では、当社の知的財産権を創造・保護・活用する場合だけでなく、他社の知的財産権を尊重するために社員が遵守すべき事項を示しています。

「知的財産の尊重」のために

富士通グループでは、知的財産の侵害は商品・サービスの欠陥にほかならないと認識しています。よって、他社特許の侵害を回避するために、研究開発の初期段階や商品・サービスの出荷前に、他社の特許出願状況の調査を徹底しています。

このように、他社の権利を尊重すると同時に、他社による富士通の権利の侵害に対しては、富士通のビジネスを守るため、毅然とした態度で臨んでいます。

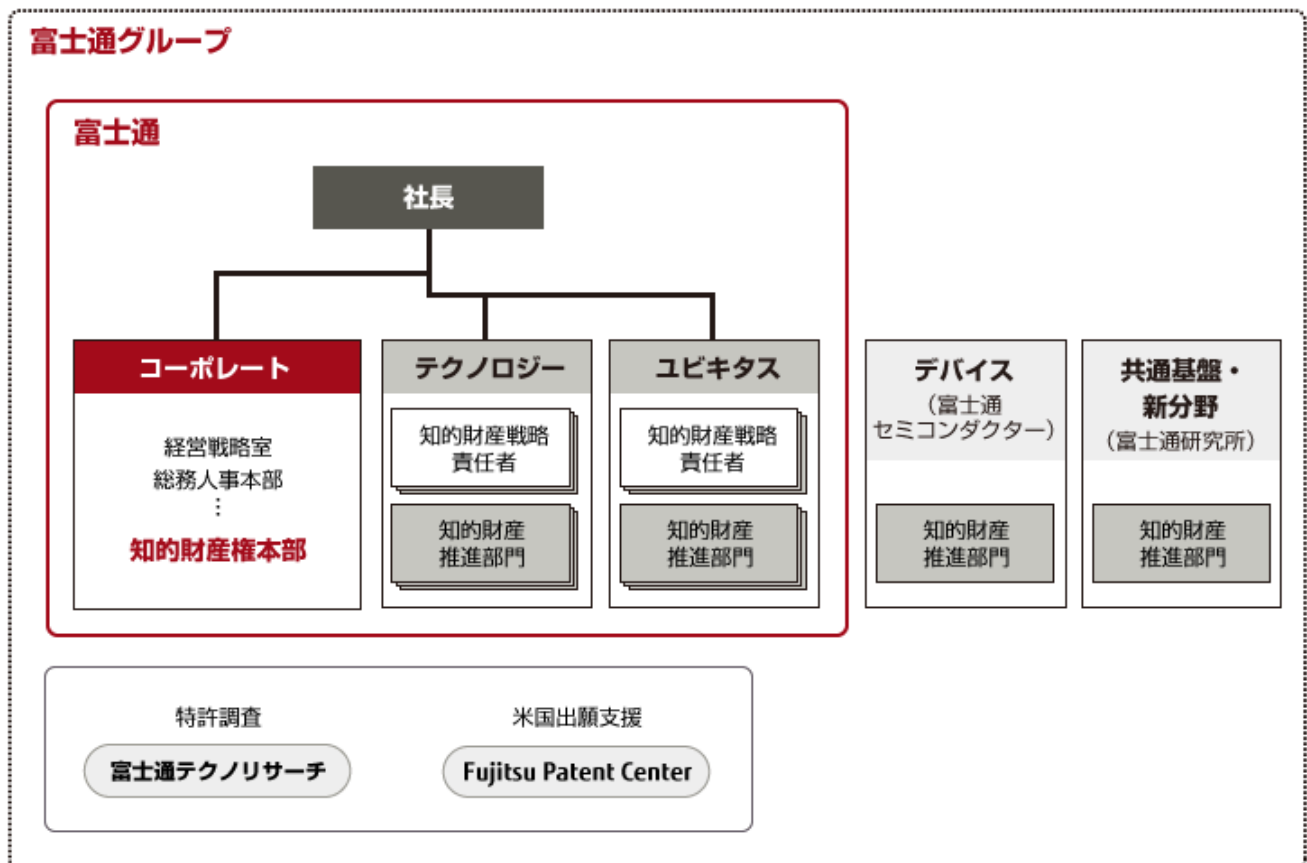
知的財産権保護のための組織および体制

富士通は、コーポレート部門の1つとして知的財産権本部を設置しています。知的財産権本部では、知的財産に関する法務・コンプライアンス問題全般に対応すると共に、富士通グループの知的財産戦略の企画・立案から知的財産の権利化、ライセンス契約などを含む知的財産の活用までを行っています。また、誰もが安心して、便利なサービスを受けたり製品を使えるよう、世界標準を創造していく戦略的な標準化活動の推進に取り組んでいます。

知的財産権本部は、富士通グループ全体の知的財産に関する活動を主導しています。さらに、各セグメントの事業本部ごとに知的財産戦略責任者を置き、事業部門・研究開発部門と知的財産部門とが連携できる組織を構築しています。

また、グローバルビジネスを円滑に推進するために、それぞれの国および地域での適切な知的財産の取得・維持・活用を実践しています。特に、中国には駐在員を派遣して、現地の研究・開発拠点における成果である発明を抽出し、特許出願につなげる取り組みを行っています。さらに米国出願の権利化を推進するために2008年4月に設立した米国特許権利化センター（Fujitsu Patent Center）を拡充して、特許の質の向上に取り組んでいます。

組織図 ORGANIZATION



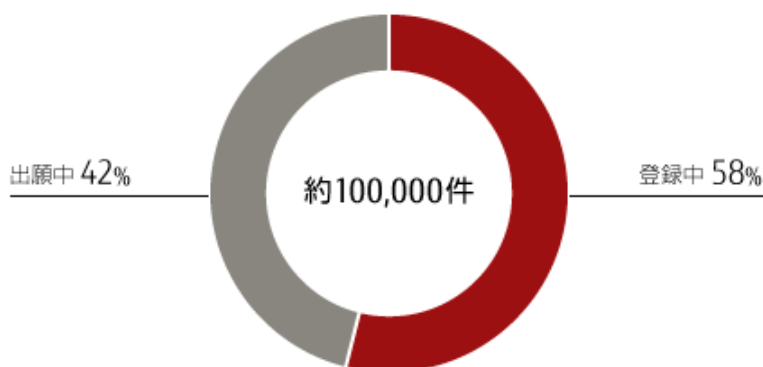
知的財産教育・啓発

富士通グループは、知的財産戦略を遂行するうえで必要になる人材の育成を重要視しています。知的財産の重要性を理解し、事業戦略、研究開発戦略、スタンダード戦略と知的財産戦略を一体にして活動するという意識作りのため、効果的かつ効率的な教育を実現すべく、社員個々人の様々な立場やキャリアに応じられるような知的財産の教育体系整備と、多数の教育プログラムを取り揃え、戦略的な人材育成を図っています。教育プログラムは、受講者の状況に合わせた選択ができるように、「e-Learning」と「集合教育」の2つがあります。

特許ポートフォリオの状況

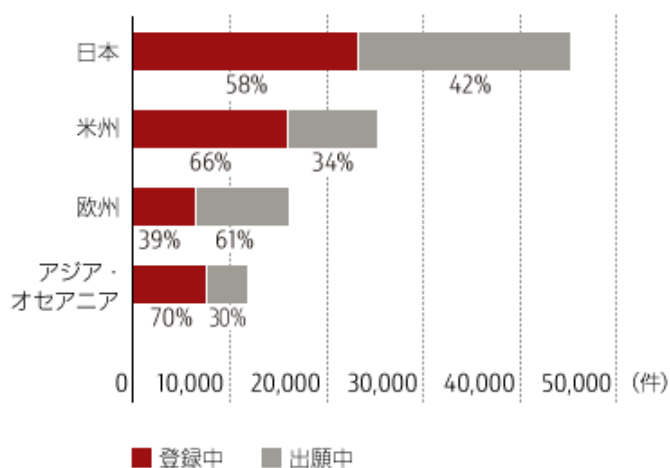
富士通グループ全体の特許保有件数（出願中を含む）は、2013年3月31日現在、全世界で約10万件です。

世界における富士通グループの出願中・登録中特許



ビジネスのグローバル化に合わせて、外国の特許保有件数が日本の特許保有件数を超えています。富士通グループでは積極的にグローバルな出願・権利化をすると共に、米国・欧州・中国などの海外拠点における発明の抽出に取り組み、特許ポートフォリオの強化を図っています。

各地域の出願中・登録中特許比率



2013年3月31日現在富士通社内統計資料より

富士通の特許ポジションを日本および米国それぞれの特許登録件数から見ると、2012年の日本のランキングは7位（自社調査）、同じく米国のランキングは11位（IFI CLAIMS Patent Services社調査）です。なお、富士通グループ各社を合わせた各登録件数は、日本では4,681件、米国では2,124件となっています。

2012年 日本特許登録件数ランキング

(件)

1	パナソニック(株)	8,146
2	トヨタ自動車(株)	5,321
3	キヤノン(株)	5,023
4	三菱電機(株)	4,497
5	(株)東芝	4,493
6	(株)リコー	3,556
7	富士通(株)	3,258
8	本田技研工業(株)	3,182
9	シャープ(株)	3,023
10	(株)日立製作所	2,958
11	ソニー(株)	2,901
12	(株)デンソー	2,834
13	セイコーエプソン(株)	2,734
14	日本電気(株)	2,319
15	富士フイルム(株)	2,296
16	富士ゼロックス(株)	1,987
17	大日本印刷(株)	1,955
18	ブラザー工業(株)	1,714
19	京セラ(株)	1,713
20	日本電信電話(株)	1,664

特許公報発行日 全出願人カウント

特許庁公開データによる自社調査

上記、富士通(株)以外の富士通グループ件数は1,423件(22社)

富士通グループ計：4,681件

2012年 米国特許登録件数ランキング

(件)

1	IBM Corporation	6,478
2	Samsung Electronics Co., Ltd.	5,081
3	キヤノン(株)	3,174
4	ソニー(株)	3,032
5	パナソニック(株)	2,769
6	Microsoft Corporation	2,613
7	(株)東芝	2,447
8	Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.	2,013
9	General Electric Company	1,652
10	LG Electronics, Inc.	1,624
11	富士通(株)	1,535
12	セイコーエプソン(株)	1,461
13	(株)日立製作所	1,436
14	(株)リコー	1,410
15	Hewlett-Packard Development Company, L.P.	1,394
16	GM Global Technology	1,377
17	QUALCOMM	1,292
18	Intel Corporation	1,290
19	トヨタ自動車(株)	1,285
20	BROADCOM	1,157

特許公報発行日 全出願人カウント

出典:IFI CLAIMS Patent Services社データ

上記、富士通(株)以外の富士通グループ件数は589件(15社)

富士通グループ計:2,124件

知的財産報告書

富士通では、富士通グループの知的財産における活動を積極的に開示することを目的に、2006年から毎年、知的財産報告書を発行しています。富士通の知的財産戦略の目的と位置付けをはじめ、各種の取り組みや統計情報など、多くの情報を開示しています。

- [知的財産報告書](#)

イノベーションマネジメント

富士通グループは、技術の限りない可能性を信じ、新しい高度の技術の開発に積極的に取り組み、ICT (Information and Communication Technology) のイノベーションに挑戦し新たな価値を創造し続けます。

ICTによるビジネス・社会イノベーションの創出

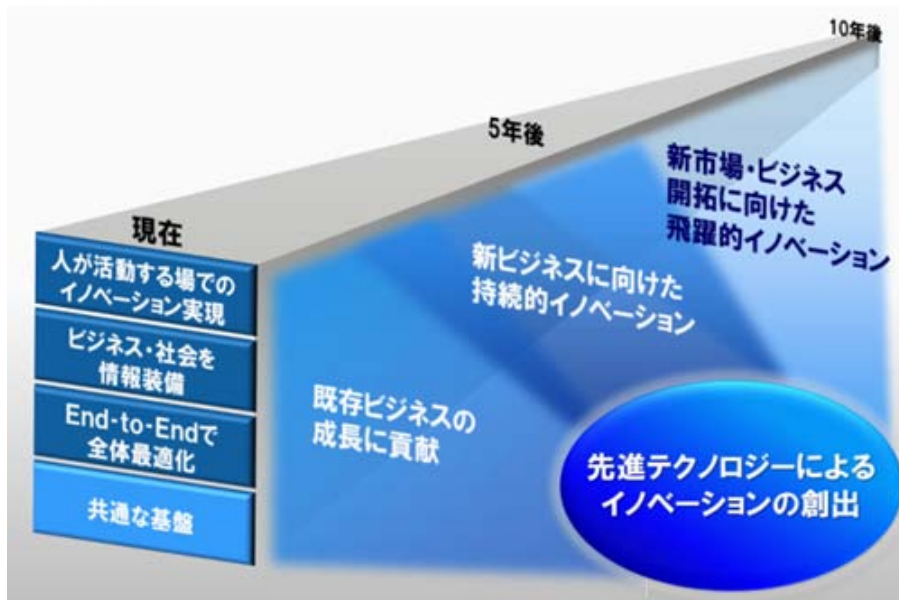
お客様の新たな価値の創造や、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを基本方針として、次世代のソリューション、サービスやシステム、ネットワーク、デバイスや材料に至るICTの先端技術の研究開発を推進し、既存ビジネスの成長や新ビジネスの開拓に向けた持続的イノベーションを創出することをミッションとしています。その中で株式会社富士通研究所は、最先端の研究開発により富士通グループに技術を提供し、イノベーション創出に向けた取り組みを行っています。

イノベーションマネジメントの基本的な考え方

富士通のビジョンであるヒューマンセントリック・インテリジェントソサエティは、人々が可能性を最大限に発揮してイノベーションを起こし、そして情報が新たな価値を生み出すことにより、安心安全に暮らすことができる社会が持続的に成長していく世界です。

富士通では、このビジョンの実現に向けて、「人が活動する場でのイノベーションの実現」「ビジネス・社会を情報装備」「End-to-Endで全体最適化」という「人」「情報」「ICT」に対する3つのアクションと、それを支える技術・品質・環境といった共通基盤に対して、短期的には既存ビジネス成長への貢献、中期的には新ビジネスに向けた持続的イノベーション、さらに長期的には新市場・ビジネス開拓を目指し、先端テクノロジーの研究開発を進めています。

ミッション



イノベーション創出に向けた取り組み

富士通グループの研究開発の中心である富士通研究所では、富士通のビジネス部門や富士通グループ各社からの投資を受けて研究開発を行っています。また、富士通グループ内のメンバーによる技術戦略タスクフォースを設け、中長期的なスパンで進むべき道を議論し、研究とビジネスが目指すところの同期をとりながら、事業部門と研究開発部門の縦の連携、異なる事業分野との横の連携、さらに全社レベルでの連携を推進し、イノベーションの創出に取り組んでいます。そのほかに、国内外の大学や研究機関との協業、国家プロジェクトへの参画によりオープンイノベーションを推進し、より大きなネットワークで研究開発を行っています。また、新市場・ビジネス開拓に向けたイノベーションの創出に向けて、研究を推進させる専門の部署を新設し、研究所内や富士通グループとの連携、戦略策定、研究始動のマネジメントを強化しています。

- [富士通研究所ホームページ](#)

研究開発スキーム

